

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とさせていただきます)

### 目 次

#### ◇ 告 示

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

昭和四十五年定期種畜検査を実施する旨の通知

種畜証明書の有効期間を延長する旨の通報

土地の用途廃止

道路の位置の指定

”

#### ◇ 企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

#### ◇ 公 告

電気工事士試験の実施

家畜改良増殖計画

### 告 示

#### 鳥取県告示第二百九十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に

規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
門 脇 内 科 医 院	倉吉市山根五八六	昭和四十五年四月十五日

#### 鳥取県告示第二百九十五号

家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第一項の規定に基づき、昭和四十五年定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年定期種畜検査日程

検 査 期 日	検 査 場 所	家畜の種類
第一 次		
五月十九日 午前十時 から	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	乳用牛、肉用牛、馬、豚、
” 二十日 午前九時三十分から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	めん羊、やぎ
” 二十一日 午前九時三十分から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	
” 二十二日 午前九時三十分から		
” 二十三日 午前九時三十分から		
” 二十四日 午前九時三十分から		

"二十二日 午前九時三十分から	"二十五日 午前九時三十分から	東伯郡赤碓町出上 鳥取種畜牧場
"午後一時  から	"午後一時  から	鳥取種畜場 松谷
"二十三日 午前九時三十分から	"二十六日 午前九時三十分から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場
"午後二時  から	"午後二時  から	米子市吉岡 西部家畜市場
"二十四日 午前九時  から	"二十七日 午前九時  から	西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場
"午後一時  から	"午後一時  から	鳥取県中小家畜試験場 両三柳
"二十五日 午前九時  から	"二十八日 午前九時  から	岸本町岸本
"午後一時  から	"午後一時  から	日野郡溝口町溝口 溝口家畜市場
"二十六日 午前九時  から	"二十九日 午前九時  から	江府町江尾
"午後三時  から	"午後三時  から	江尾 日野町根雨
"午後一時  から	"午後一時  から	根雨 日南町生山
"午後一時  から	"午後一時  から	生山

鳥取県告示第二百九十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年度の定期種畜検査で交付した種畜証明書の有効期間を昭和四十五年度の定期種畜検査の日まで延長する旨の通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月十七日から用途廃止した。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
東伯郡三朝町大字片柴字郷道一、三三六ノ一番地先		七三・五五	道路敷

鳥取県告示第二百九十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市上後藤 五五ノ二 門脇 芳造	米子市旗ヶ崎字調練場跡九〇六ノ二	幅員 四・〇〇メートル 延長 一四五・八〇メートル
" " " "	九〇八ノ四	
" " " "	九一一ノ六	
" " " "	九一四ノ二	
" " " "	九〇六ノ二地先水路	
" " " "	九一四ノ二	

上後藤字平六南山中二〇三ノ一二	二〇四ノ四	二〇五ノ二	二〇五ノ四	二〇六ノ二	二〇八ノ二	二一〇ノ三七
-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

鳥取県告示第二百九十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市上後藤 一一二ノ一	米子市上後藤字古地東通七ノ二	幅員 四・〇〇 メートル
竹中 直市	八ノ三	延長 一六四・六〇 メートル
〃	九ノ一	〃
〃	九ノ二	〃
〃	九ノ四	〃
〃	九ノ七	〃
〃	一〇ノ三	〃
〃	一〇ノ四	〃
〃	一一ノ五	〃
〃	一二ノ二〇	〃

鳥取県告示第三百号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月十五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市大杵 一七五	鳥取市立川町五丁目二六	幅員 四・〇〇 メートル
谷田 光隆	二五の一	延長 四二一・五〇 メートル
〃	二四の一	〃
〃	九一の九	〃
〃	九一の一〇	〃
〃	九六の四の一部	〃
〃	九六の三の一部	〃
〃	九六の一〇	〃
〃	九六の一	〃
〃	九五の三一	〃
〃	六八の二	〃
〃	六九の四	〃
〃	二六地先農道	〃
〃	二五の一	〃
〃	二四の一	〃

六八の二
九一の一〇
六九の四
九一の一〇地先水路
二四の一
六九の四

### 企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削り、同条第三項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条に次の一号を加える。

七 特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条

とし、第十五条中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当）

第十三条 特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が特殊自動車の運転作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、前項の業務に従事した日一日につき八十円とする。

3 第一項の業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときの同項の手当の額は、前項の額に百分の六十を乗じて得た額とする。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とし、別表第四を別表第三とする。

#### 附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

公 告

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和45年4月24日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 特別試験

(1) 試験の科目及び場所

(ウ) 日時 昭和45年6月28日(日曜日) 午後1時から午後3時まで  
 (イ) 場所 鳥取市及び米子市

(2) 試験の科目

科目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋側配線 5 屋内配線
電気機器、配線器具並びに電気工用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工用の材料の材質及び用途 3 電気工用の工具の用途
電気工事の施行方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブライヤケープルの取付け方法 4 接地工事の方法
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 導通試験の方法

3 絶縁抵抗試験の方法	配線図の表示事項及び表示方法
4 接地抵抗試験の方法	
5 試験用器具の性能及び使用方法	

配 線 図	配線図の表示事項及び表示方法
一般用電気工作物の保安に関する法令	1 電気工事上法、電気工事上法施行令(昭和35年政令第260号)及び電気工事上法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号) 2 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号) 3 電気用品取締法(昭和38年法律第234号)、電気用品取締法施行令(昭和37年政令第324号)、電気用品取締法施行規則(昭和37年通商産業省令第84号)及び電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

(1) 試験の日時及び場所

(ウ) 日時 昭和45年8月23日(日曜日) 午前8時30分から午後5時まで

(イ) 場所 鳥取市

(2) 試験の科目

(ウ) 電線の接続

- (イ) 配線工事
- (ロ) 電気機器及び配線器具の設置
- (ハ) 電気機器及び配線器具並びに電気工用材料及び工具の使用方  
法
- (ニ) コード及びキャブタイヤケーブルの取付け
- (ホ) 接地工事
- (ヘ) 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
- (コ) 一般用電気工作物の検査
- (ク) 一般用電気工作物の故障箇所の修理
- 3 受験手続
  - 次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課監  
理係へ提出すること。
  - なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第  
1項各号の一に該当する者であること又は前回筆記試験に合格した者で  
あることを証明する書類を添付すること。
  - (1) 受験願書  
鳥取県商工労働部商工振興課に備え付けの所定の用紙によること。
  - (2) 写 真  
受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願  
書の所定の欄にはりつけること。
  - 4 受験願書の受付期間  
昭和45年5月11日から昭和45年5月30日まで
  - 5 受験手数料及びその納付方法
    - (1) 受験手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

6 受験票  
筆記試験の受験票は、受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は、筆記試験に合格した者又は筆記試験を免除された者に交付する。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第3条の3第1項の規定に基づき、家畜改良増殖計画を次のとおり定めただので、同法同条第4項の規定により、公表する。

昭和45年4月24日

鳥取県知事 石 破 二 朗

I 家畜の改良増殖の目標

わが国経済の高度成長に伴う所得水準の上昇は、国民の食生活の高度化をもたらし、畜産物需要は、年々増大しており、このさう勢は、今後なお持続するものと推測される。

しかしながら、この需要に対応する畜産物の生産基盤については、その経営の零細性、飼料基盤のせい弱性、労働力の流出等生産増加の阻害要因が多く、増大する需要に対応した生産を確保するには多くの努力を必要とするところである。

このような情勢のもとで、増大する需要に対応して、生産性の向上を図りつつ安定的に生産の増大を確保し、農業従事者の所得を向上させる

ためには、関連諸施策を総合的、かつ、円滑に実施し、畜産業の体質改善をさらに強力に推進することが必要である。

県としては、昭和38年10月に家畜改良増殖法の規定に基づき「家畜および鶏の改良増殖目標」を公表したが、以上のような畜産物需要の増勢と家畜飼養の動向を勘察して、今回昭和52年における家畜の改良増殖に関する目標を定め、この目標を達成するために関連諸施策の総合的な実施に努めることとするが、市町村及び各関係機関においても、この目標に即し、この計画達成に努めることを期待するものである。

1 乳用牛 (目標)

- (1) 品種は、ホルスタイン種とし、総頭数は25,000頭とする。
- (2) 乳量の増加と乳質の改善を図る。
- (3) 飼料の利用性、連産性、発育率及び強健性の向上を図る。
- (4) 乳牛の資質と乳房、乳頭の形状、付着を改良するとともに、後くの充実による体積の増大と体型の斉一化に努める。
- (5) 遺伝的改良の推進とあわせて飼養管理技術の向上を図ることとし、目標年における能力及び体型に関する数値(全县平均)は、次のとおりとする。

年 次	能 力		体 型			
	305日 乳量	2回搾乳 乳脂率	分産間隔	体 高	体 重	
現在(43年)	4,230kg	3.4%	8.15%	15ヶ月	134cm	550kg
目標(52年)	4,900	3.4	8.50	14	137	600

(説明) 省略

2 肉用牛 (目標)

- (1) 総頭数は、53,000頭とする。
- (2) 体型については、体積に富み、体各部の均称及び資質を向上させ、とくに、中く及び後くの充実を図るとともに、成熟率の高いものに改良する。
- (3) 繁殖能力については、連産性及び産子の斉一性の向上に努める。
- (4) 粗飼料の利用性及び強健性等放牧適性の向上に努める。
- (5) 産肉能力については、早熟早肥で飼料の利用性に富み、とくに肉量が多く肉質のよいものに改良する。
- (6) 遺伝的改良の推進とあわせて、飼養管理技術の向上を図ることとし、目標年における体型及び能力に関する数値(全县平均)は、次のとおりとする。ただし体型は種牛の場合とする。

ア 体 型

区 分	性 別	体 重	体 高	胸 囲	か ん 幅
現 在 (43年)	雌	870 kg	142.5 cm	230 cm	54.5 cm
	雄	470	125	187	45.5
目 標 (52年)	雌	920	140	235	56
	雄	520	125	194	47

イ 産肉能力

区 分	性 別	肥 育 期 間	肥 育 期 間	1日当り 増 体 量	絞 肉 歩 留 率
現 在 (43年)	去勢	6~7 ヵ月	300~330 日	0.80~0.90 kg	59~62 %
目 標 (52年)	去勢	6~7 ヵ月	270~300 日	1.00~1.10 kg	61~64 %

(説明) 省略

3 豚

(目標)

- (1) 総頭数は、162,000頭とする。
- (2) 体型については、体の伸長及び後々の充実とともに、ランドレース種にあつては肢路の強いものに改良する。
- (3) 繁殖能力については、離乳時における子豚の頭数と体重を増加するとともに、斉一な子豚を生産し、連産性に富むものに改良する。
- (4) 産肉能力については、発育がよく飼料要求率が低く、脂肪が適度で保水性のすぐれた良質の肉を多く生産するように改良する。
- (5) 遺伝的改良の推進とあわせて飼養管理技術の向上を図ることとし、目標年における能力についての数値(全県平均)は、次のとおりとする。

区分	品 種	繁殖能力		産 肉 能 力					
		3週時 育成頭 数	3週時 総体重	1日 当り平均 増体重量	料 率	背 長 (ロース)	腰 太 割 大割肉片 における 割合	背脂肪 層の厚さ	
現在 (43年)	ランド レース	9.0	52.0	628	3.6	70	18	32.0	2.7 (1.8)
目標 (52年)	ランド レース	10 以上	62 以上	640 以上	3.4 以内	72 以上	20 以上	33 以上	2.6 (1.6) 以内

(注)

- ア 1日当たり平均増体量及び飼料要求率は、体重20~90kgまでのものを基準とする。
- イ 形質は、体重90kgまで、と殺した枝肉についてのものとする。
- ウ 背脂肪層の厚さは、肩、背、腰の3部の平均とし、( )内

は、背のみの厚きとする。

エ 大ヨークシャー種、ハンプロシャー種については、現在能力関係資料が少ないので、今回は数値を示さないこととする。

(説明) 省略

Ⅰ 計画の期間

昭和43年から昭和52年まで

Ⅲ 種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

省 略

Ⅳ Ⅲに規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設その他家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項

省 略

Ⅴ 家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項

省 略

Ⅵ 講習会、共進会等の開催その他家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項

省 略